

鉄道旅客及び荷物営業規則

第1編 総 則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、西日本鉄道株式会社（以下「西鉄」という。）鉄道線の旅客、及び荷物の運送等の事業（以下「旅客、及び荷物の運送等」という。）について合理的な取り扱い方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 西鉄が経営する鉄道線による旅客、及び荷物の運送等については、西鉄が別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

(用語の意義)

第 3 条 この規則におけるおもな用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「西鉄線」とは、西鉄の経営する鉄道をいう。
- (2) 「鉄道」とは、天神大牟田線、貝塚線をいう。
- (3) 「駅」とは、旅客、又は荷物の取り扱いをする停車場・停留場、及び営業所をいう。
- (4) 「列車」とは、旅客、又は荷物の運送を行う鉄道の列車の電車をいう。
- (5) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。
但し、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合には、その乗車することをいう。【鉄道運輸規程第14条】
- (6) 「荷物」とは、小荷物をいう。
- (7) 「荷物切符」とは、小荷物切符をいう。
- (8) 「荷物切符類」とは、有料手回り品切符・小荷物切符をいう。

(運賃・料金前払いの原則)

第 4 条 旅客、及び荷物の運送等の申し込みを行おうとする場合、旅客・荷主等は現金をもって、所定の運賃・料金を提供するものとする。但し、西鉄において特に認めた場合は、後払いとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、回数旅客運賃・定期旅客運賃・団体旅客運賃、及び貸切旅客運賃については、旅客は、西鉄において認めた小切手をもって支払うことができる。

【鉄道営業法第15条】

(契約の成立時期及び適用規定)

第 5 条 旅客、及び荷物運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客・荷主等が所定の運賃・料金を支払い、乗車券・荷物切符類等その契約に関する証票の交付を受けたときに成立する。

2 前項の規定によって契約の成立したとき以後における取り扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契

約の成立したときの規定によるものとする。

(旅客及び荷物運送等の制限又は停止)

第 6 条 旅客、及び荷物運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限、又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限、又は発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法、又は乗車する列車等の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持ち込み区間、又は持ち込み列車等の制限
- (4) 荷物の長さ・容積・重量・個数・品目・取扱時間の制限、又は受託、もしくは取り扱いの停止

(運行不能の場合の取り扱い方)

第 7 条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客、もしくは荷物、又はこれを通過しなければならない旅客、もしくは荷物の取り扱いをしない。但し、運輸上支障のない場合で、且つ旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着、又は通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間にに対する旅客運賃の払い戻しの請求をしない。

2 列車の運行が不能となった場合であっても、西鉄において九州旅客鉄道の運輸機関を利用、又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客又は荷物の取り扱いをする。

(キロ程のは數計算方)

第 8 条 キロ程を用いて、運賃・料金を計算する場合の 1 キロメートル未満のは數は、これを 1 キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第 9 条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1 日として計算する。荷物の引き渡しについてもまた同じ。

2 前項の場合で、24 時を経過しても、最終列車の入庫する時分までを当日とみなす。

3 月を単位として期間を計算する場合は、月の大・小にかかわらず暦に従うものとし、月の初日から起算するときは、その最後の月の末日をもって終わりとし、月の中途から起算するときは、最後の月においてその起算日に応答する日の前日を持って終了の日とする。但し、最後の月において起算日に応答する日がないときは、その末日を持って終了の日とする。

【民法第 140 条】【民法第 141 条～第 143 条】

(乗車券・荷物切符類等に対する証明)

第 10 条 西鉄において、乗車券・荷物切符類等、旅客、及び荷物の運送等契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し相当の証印を押す。

(旅客・荷主等の提出する書類)

第 11 条 旅客、及び荷物の運送等の契約に関して、旅客・荷主等が西鉄に対して提出する書類は墨、インキ、又はボールペンを持って記載し、且つ特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客・荷主等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。